

令和2年三重県議会定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
提出資料

◎ 所管事項概要

1 人事委員会事務局	1頁
2 監査委員事務局	7頁
3 出納局	21頁

令和2年5月22日

人事委員会事務局
監査委員事務局
出納局

令和2年5月

事務事業概要

人事委員会事務局

令和2年度 人事委員会事務局組織体制

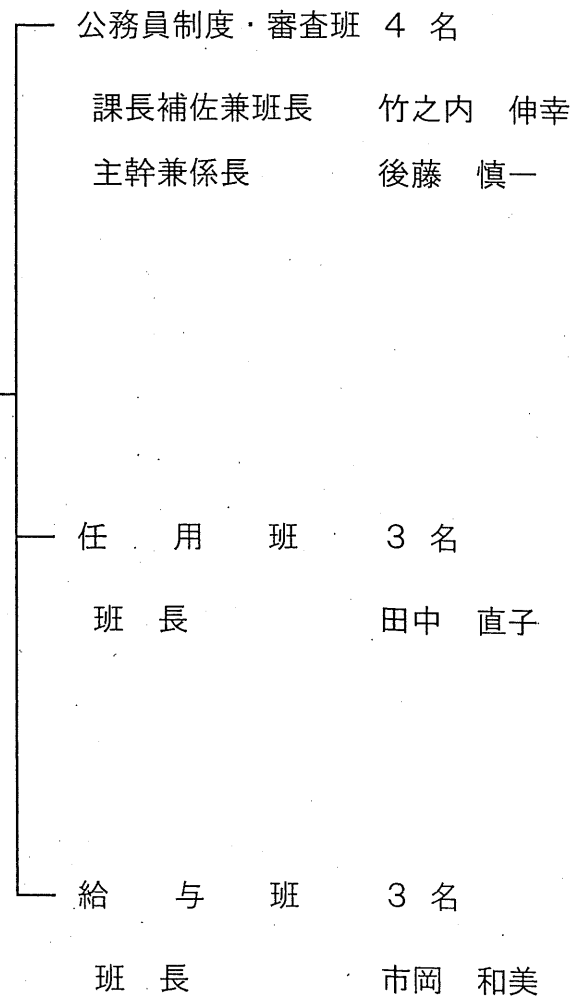
令和2年4月1日現在

【 人事委員会 】

委員長	竹川	博子
委員 (委員長代理)	降旗	道男
委員	戸神	範雄

【人事委員会事務局】

事務局長 山川 晴久
次長兼職員課長 前川 幸則



人事委員会事務局	
定数	12名
現在員	12名

人事委員会の概要

人事委員会事務局

1 人事委員会の設置

地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、条例で設置する。

(地方自治法第202条の2第1項及び地方公務員法第7条第1項)

2 人事委員会の組織

[委員の数、選任及び任期]

(1) 人事委員会は、3人の委員をもって組織する。(合議制)

(地方公務員法第9条の2第1項)

(2) 委員は、適任者のうちから、議会の同意を得て、知事が選任する。

(地方公務員法第9条の2第2項)

(3) 委員の任期は、4年とする。但し、再任を認める。

(地方公務員法第9条の2第10項)

3 人事委員会の権限(地方公務員法第8条)

(1) 行政的権限

① 職員に関する条例の制定・改廃についての議会への意見の申出

② 人事行政の運営に関する報告・勧告

③ 人事行政に関する調査・研究

④ 職員の競争試験及び選考 等

(2) 準司法的権限

① 職員から出された勤務条件に関する措置要求の審査

② 職員への不利益処分に関する審査請求の審査

(3) 準立法的権限

人事委員会の権限に属する事項に関する人事委員会規則の制定・改廃

事務事業概要

項 目	概 要
1 人事行政に関する調査・研究	1 人事行政について絶えず研究を行い、その成果を任命権者と共有して課題の解消に取り組んでいます。
2 報告、勧告及び意見の申出	<p>1 人事行政の適正な運営を行うため、毎年人事統計調査を行い、報告書を作成しています。</p> <p>2 職員の給与と地域の民間従業員の給与とを比較検討するため、毎年職種別民間給与実態調査を実施しています。</p> <p>3 給料表が適当であるかどうかについて毎年議会及び知事に報告し、給料表等を改正することが適当であると認めるときは、併せて勧告しています。</p> <p>4 職員の勤務条件に関する条例の制定又は改廃の際、議会からの求めに応じ意見を申し出しています。</p>
3 職員の任用に関する事務	<p>1 職員採用のため、次の競争試験を実施しています。</p> <p style="margin-left: 2em;">県職員採用候補者A・B・C試験</p> <p style="margin-left: 2em;">警察官採用候補者A・B試験</p> <p style="margin-left: 2em;">市町立小中学校職員採用候補者B・C試験</p> <p style="margin-left: 2em;">社会人を対象とした県職員等採用候補者試験（令和2年度から）</p> <p style="margin-left: 2em;">※ 教員の採用選考試験については、県教育委員会が実施</p> <p>2 職務と職責の特殊性等により、選考により採用することができる職及びその資格要件を定め、選考を行っています。</p> <p style="margin-left: 2em;">獣医師、作業療法士や障がい者 など</p> <p>3 臨時的任用職員の任用承認を行っています。</p>
4 勤務条件等の審査等	<p>1 職員の勤務条件に関する措置要求が提出された場合、これを審査・判定し、その結果に基づいて必要な措置を講じています。</p> <p>2 職員に対する不利益な処分について、審査請求が提出された場合、これの審査・裁決を行っています。</p> <p>3 職員からの勤務条件等に関する相談業務を行っています。</p> <p>4 職員団体の登録等の事務を行っています。</p> <p>5 職場環境や職員の勤務実態を調査する労働基準監督の業務を行っています。</p>

令和2年度 人事委員会事務局 年間スケジュール

	人事行政に関する調査・研究	報告・勧告関係 (例年スケジュール 今年度未定)	職員の任用関係				
			警察官 A	県職員 A	警察官 A・B	県職員等 B・C (社会人(予定))	選考
4月	↑						(随時)
5月		民間給与実態調査	5/10 (1次)				
6月		↓	(2次)	6/28 (1次)			
7月			最終合格	(2次)			
8月		○人事院勧告 (国家公務員)		行Ⅱ、Ⅲ以外 最終合格 行Ⅱ、Ⅲ (3次)			
9月				最終合格	9/20 (1次)	9/27 (1次)	
10月		◎人事委員会 勧告			(2次)	(2次)	
11月						最終合格	
12月					最終合格		
1月			R2年度 中止				
2月							
3月	↓						↓
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会の開催(年24回程度) ・措置要求・審査請求、職員相談対応 ・勤務環境整備に関する調査 ・職員募集活動(大学訪問・説明会の開催、HP・ツイッター等による広報活動) など 						

新型コロナウイルス感染症にかかる対応状況について

人事委員会事務局

人事委員会事務局では新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、より適正な人事行政、人事管理に向けた取組が可能となるよう対策を行っています。

1 職員の任用に関する対応

(1) 警察官A採用候補者試験

5月10日(日)に第1次試験(教養試験、体力試験)を実施予定であったが、県内外から多数の者が受験することから実施を中止

警察官A採用候補者試験については、例年年2回実施しており、今年度も9月から11月にかけて2回目の試験を実施予定

(2) 県職員採用候補者A試験

6月28日(日)に第1次試験(筆記試験)を実施予定

2 報告・勧告に関する対応

(1) 民間給与実態調査

例年5月から6月にかけて企業を訪問し、職種別民間給与実態調査(人事院と共同調査)を実施しているが、今年度は実施時期が未定の状況
新型コロナウイルス感染症の状況、人事院の意向も踏まえ対応

(2) 報告・勧告スケジュールへの影響

例年人事院勧告(国家公務員)は8月、人事委員会勧告は10月に実施しているが、今年度については民間給与実態調査の延期の状況に伴いスケジュールへの影響が及ぶ可能性

地方公務員法に則り職種別民間給与実態調査の結果を踏まえた較差を給与に反映させるべく、今後の動向を注視しつつ適正に対応

事 務 事 業 概 要

令和2年5月

監査委員事務局

監査委員・事務局の組織体制

○監査委員

定数	4人
現在員	4人

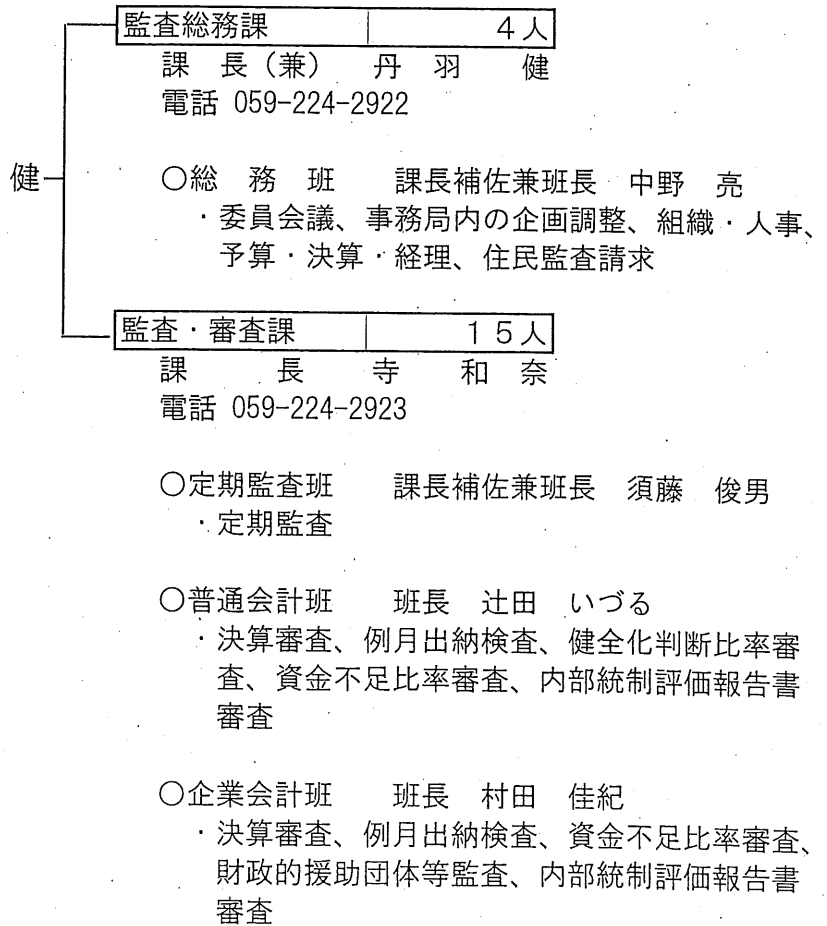
代表監査委員 山口和夫
 監査委員 田中智也
 監査委員 田中祐治
 監査委員 内田典夫
 電話 059-224-2920(代表監査委員)

○監査委員事務局

定数	21人
現在員	21人

事務局長 坂三雅人
 電話 059-224-2921

次長 丹羽健
 電話 059-224-2922



事 務 事 業 概 要

監査委員事務局

項 目	概 要
1 監査基準に基づく監査	<p>監査委員は令和2年2月策定、4月施行の新しい監査基準に基づき監査等を行う。</p>
2 定期監査	<p>本庁(各種委員会を含む。)及び地域機関について、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の執行を年1回年間計画に基づき監査する(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)。</p> <p style="text-align: center;">令和2年度定期監査対象数 本庁：182箇所、地域機関：181箇所、合計：363箇所</p>
3 財政的援助団体等監査	<p>出資団体、公の施設の管理を行わせている団体(指定管理者)及び補助金等の財政的援助を行っている団体等について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査する(地方自治法第199条第7項)。監査対象については、概ね25団体を選定して実施する。</p>
4 住民監査請求に基づく監査	<p>県の財務会計行為に違法又は不当なところがあるとして、県民から監査の請求があった場合、60日以内に監査を行い、その結果を公表する(地方自治法第242条)。</p>
5 決算審査	<p>知事から提出された決算書等に基づき、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算等の審査を行う(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)。</p> <p>審査した結果については、9月及び10月に知事に意見書を提出する。</p>
6 例月出納検査	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納について、毎月例日を定めて検査を実施する(地方自治法第235条の2第1項)。</p>
7 健全化判断比率及び資金不足比率の審査	<p>知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(「4指標」)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条)。</p> <p>また、公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条)。</p> <p>審査した結果については、9月及び10月に知事に意見書を提出する。</p>

8 監査結果及び講じた措置の公表	各種監査結果については、議会及び知事等に提出するとともに、県民に公表する。また、指摘した意見に対して知事等が措置した事項についても県民に公表する(地方自治法第199条第9項及び第14項)。
9 内部統制に依拠した監査に向けた準備	<p>地方自治法改正による監査制度の充実強化を受け、内部統制に依拠した監査の実施に向けて、内部統制の整備・運用状況について情報を集め、監査等での活用を検討する。</p> <p>また、内部統制評価報告書の審査については、令和3年度からの審査に向けて、実施方法等の検討を進める。</p>
※ 新型コロナウイルス感染症にかかる対応	<p>定期監査における実地監査について、書面監査への切り替え等、刻々と変化する状況に応じて、柔軟に対応していく。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、三重県監査委員監査基準を次のように定める。

令和2年2月17日

三重県監査委員 山口 和 夫

三重県監査委員 藤 根 正 典

三重県監査委員 野 口 正

三重県監査委員 内 田 典 夫

三重県監査委員監査基準

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査をいう。） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査をいう。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査をいう。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査をいう。） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査をいう。） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

- (6) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査をいう。） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査をいう。） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (8) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項の規定による審査をいう。） 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、毎会計年度1回以上、定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査をいう。）として実施するとともに、必要があると認めるときは、随時監査（同法第199条第5項の規定による監査をいう。）として実施するものとする。
- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度、正当な注意及び守秘義務）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行しなければならない。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門性）

第5条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査等執行計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査等執行計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等執行計画を策定するものとする。監査等執行計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査等執行計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査等執行計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査等執行計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出しなければならない。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点（評価項目）
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の結果
- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて

て、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

(7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表しなければならない。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年度監査等執行計画の概要

I. 基本方針

令和2年度は、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」のスタートの年になり、「幸福実感日本一の三重」の実現に向けて、県政が直面する諸課題を解決し、これまで以上に着実に推進することが求められています。加えて、依然として、硬直化した財政状況を踏まえ、持続可能な行財政運営の確保に向け、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行政運営が確立できるよう、実効性のある取組の推進が求められています。

また、4月に改正地方自治法が施行されたことを受け、内部統制制度の導入による一層の法令順守や適正な業務の執行及び監査制度の充実強化を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、適切な行財政運営や県民の信頼の回復に向けて、引き続き、財務等に関する事務や事業について、合規制、正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点で監査等を行います。また、サービス規律違反や不適切な事務処理で県民の信頼を著しく損なう重大な事案については、コンプライアンスの徹底を促すという観点で監査等を行います。

さらに、内部統制に依拠した監査の実施に向けて、内部統制の整備・運用状況を適時確認します。また、監査等の有機的な連携及び調整を行うことにより、決算審査の効率化を図ります。

監査等の結果については、議会及び知事に報告するとともに、県民にわかりやすく情報提供し、透明性と公正性をより高めます。また、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき改善を求めた事項について、その改善状況を確認したうえで講じた措置として公表し、監査の実効性を確保します。

なお、監査等の執行にあたっては、その実施方法や提出資料を適宜見直すなど監査対象箇所の事務の効率化にも配慮しつつ、監査委員事務局職員の専門性の向上や監査等の結果の質的向上を図ります。

II. 実施計画

1. 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査対象のリスクを識別し、評価した上で、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を実施します。

また、令和元年度定期監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握するとともに、平成30年度及び令和元年度包括外部監査結果の対応状況についても併せて確認します。

(2) 対象年度

対象年度は、原則として令和元年度を主体とします。

(3) 対象箇所

ア 本庁

- ① 三重県会計規則第2条第1号に定める部局等における課及び同条第2号が適用される委員会事務局等

- ② 三重県企業庁組織規程第2条第1項に定める課
- ③ 三重県病院事業庁組織規程第3条第1項第1号に定める課

イ 地域機関

- ① 三重県会計規則第2条第2号に定める所
- ② 三重県企業庁組織規程第9条第2項別表に定める事業所
- ③ 三重県病院事業庁組織規程第3条第1項第2号に定める県立病院

(4) 実施時期

令和2年1月～10月とします。

2. 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

(1) 執行方針

外郭団体等の経営の健全化や自主自立化が求められている中、県が補助金等を交付している財政的援助団体等における事業や会計処理が適切に行われ、その効果が上がっているかなどを主眼として監査を実施します。

(2) 対象年度

原則として令和元年度を主体とし、必要に応じ平成30年度以前に実施した事業等も対象とします。

(3) 対象団体

補助金及び貸付金等の財政的援助を与えている団体並びに出資団体、公の施設の管理を行わせている団体等から、「財政的援助団体等に係る監査対象団体選定基準」に基づき、県の関与度が高い団体等を重点的に選定します。

(4) 実施時期

原則として令和2年11月～3年2月までとします。

3. 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

(1) 審査対象

ア 知事から審査に付される令和元年度三重県歳入歳出決算

- ① 一般会計及び特別会計

イ 知事から審査に付される令和元年度三重県公営企業会計決算

- ① 水道事業会計
- ② 工業用水道事業会計
- ③ 電気事業会計
- ④ 病院事業会計

(2) 実施時期

ア 歳入歳出決算 令和2年6月～10月

イ 公営企業会計決算 令和2年6月～9月

4. 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

(1) 対象会計

- ① 一般会計及び特別会計

- ② 水道事業会計
- ③ 工業用水道事業会計
- ④ 電気事業会計
- ⑤ 病院事業会計
- ⑥ 流域下水道事業会計

(2) 検査内容

毎月の現金等の出納について検査します。

なお、一般会計及び特別会計については検査実施月の2か月前、公営企業会計については1か月前の状況を検査します。

(3) 実施時期

原則として、毎月下旬とします。

5. 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方財政健全化法第3条（健全化判断比率の公表等）、同法第22条（資金不足比率の公表等））

(1) 審査対象

知事から審査に付される令和元年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率

(2) 実施時期

令和2年6月～10月

6. 内部統制に依拠した監査に向けた準備

内部統制に依拠した監査の実施に向けて、定期監査等において、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、監査等での活用について検討を行います。また、令和3年度の内部統制評価報告書の審査に向けても、当該情報の活用を検討します。

(参考)

年間監査等執行計画表

月	総括	定期監査	内部統制関係	財政的援助団体等監査	決算審査・4指標等(普通)	決算審査・資金不足比率(企業)	例月出納検査(普通・企業)
元年/12月	2年度監査等執行計画の確定	定期監査実施要領の確定		予備監査(出資、公、補助金等)			(下旬)○
2年/1月		予備監査 〔総務事務課(人件費)〕		本監査			(下旬)○
2月		予備監査 〔警察署〕 〔県立学校〕 〔単独地域機関の一部〕		監査結果決定 知事・議長へ報告、公表			(下旬)○
3月							(下旬)○
4月	・新監査基準の施行 ・新2年度監査等執行計画の施行	本監査〔警察署〕 〔県立学校〕 〔単独地域機関の一部〕					(下旬)○
5月		予備監査〔地域機関〕 〔企業庁(事務所)〕 〔県立病院〕		元年度定期監査結果「講じた措置」の公表			(下旬)◎
6月		予備監査〔企業庁〕 〔病院事業庁〕			4指標等審査(団体) 決算審査本庁聴取	企業庁 資金不足比率審査	(下旬)○
7月		予備監査〔本庁〕		本監査〔地域機関〕 〔企業庁(事務所)〕 〔県立病院〕	4指標等審査(一般会計等)	企業庁 資金不足比率審査	(下旬)◎○
8月		総括本監査〔企業庁〕 〔病院事業庁〕		総括本監査〔知事部局等〕	決算審査本庁聴取	企業庁 資金不足比率審査	(下旬)◎○
9月			整備、運用状況に関する情報収集	元年度財援監査結果「講じた措置」の公表		審査意見書決定 知事提出	(下旬)○
10月		監査結果決定 知事・議長へ報告 公表		財援監査実施要領の確定 団体選定(出資、公、補助金等)	審査意見書決定 知事提出		(下旬)○
11月							(下旬)○
12月	3年度監査等執行計画の確定	定期監査実施要領の確定		予備監査(出資、公、補助金等)			(下旬)○
3年/1月		予備監査 〔総務事務課(人件費)〕		本監査			(下旬)○
2月		予備監査 〔警察署〕 〔県立学校〕 〔単独地域機関の一部〕		監査結果決定 知事・議長へ報告、公表			(下旬)○
3月							(下旬)○

例月出納検査：◎は委員実地検査、○は書面検査。

令和 2 年 5 月

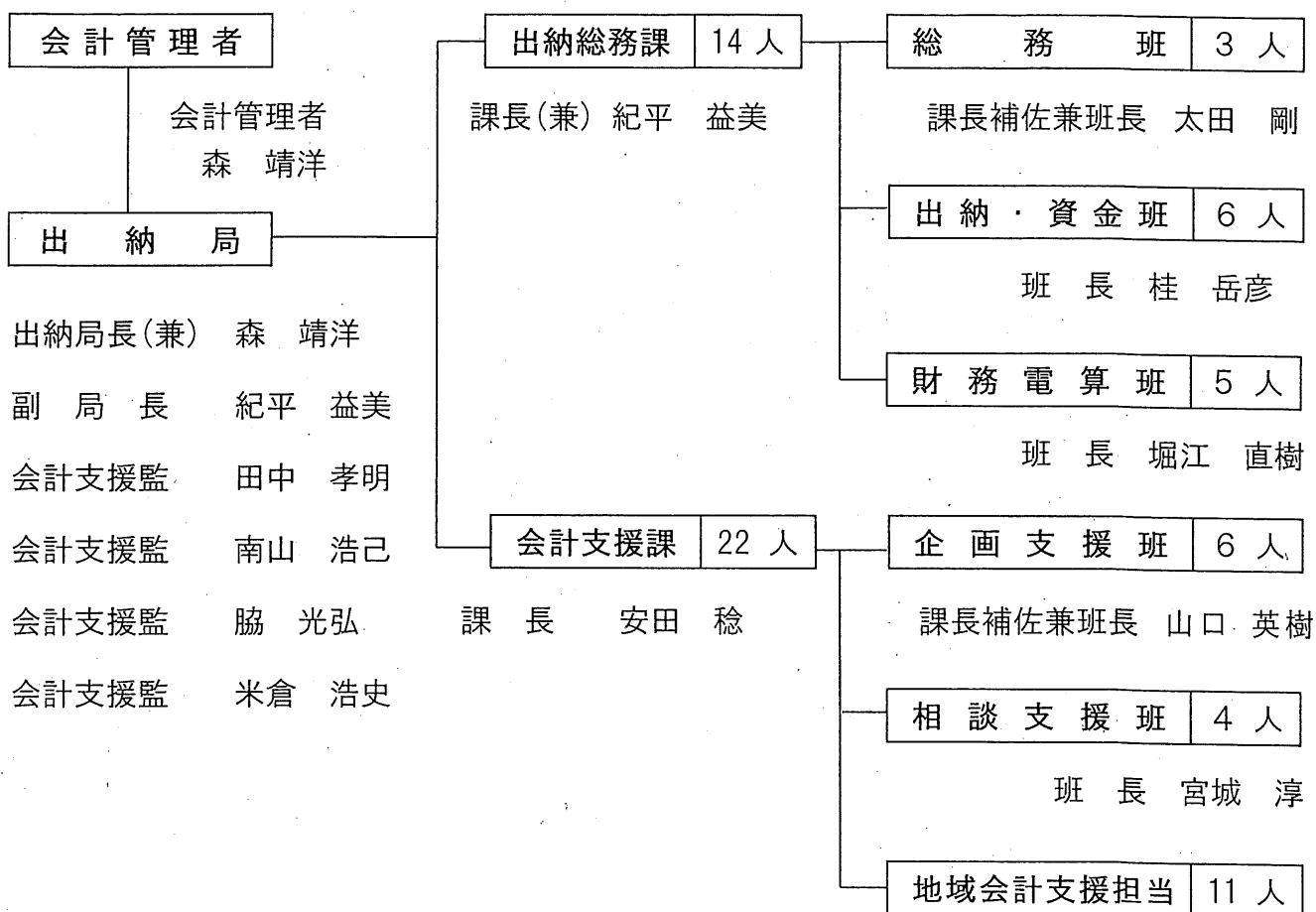
事務事業概要

出 納 局

1. 組織体制

令和2年4月1日現在

出納局	定数	43人
	現在員	42人



2. 事務事業概要

項目	概要
出納総務課 (課長(兼) 紀平 益美 TEL 059-224-2771)	
1 出納事務	<p>収納金を収入するとともに、債権者への支払を行っています。 また、職員の給与支払に伴う所得税、住民税など県の所有に属さない歳入歳出外現金の保管を行っています。</p>
2 指定金融機関等事務	<p>公金の収納及び支払事務を行う県の指定金融機関として、株式会社百五銀行を指定しています。 県税等の収納事務を行う収納代理金融機関として、県内に店舗を有する金融機関を中心に、株式会社三重銀行など計34金融機関を指定しています。 また、指定金融機関等の公金取扱事務について、計画的に検査を実施しています。</p>
3 国費事務	<p>国の法定受託事務として、会計管理者が総務省ほか関係各省の歳入徴収官並びに支出官として、国庫金の徴収及び支出に関する事務を行っています。</p>
4 資金管理運用事務	<p>歳計現金(歳入・歳出に属する現金)は、安全性の確保を前提に、支払準備金に支障のない範囲において効率的な運用に努めています。 また、基金の運用についても、確実かつ効率的な運用に努めています。</p>
5 決算調製事務	<p>一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の調製を行い、知事に提出しています。</p>
6 財務会計システムの運用	<p>会計事務を行う各所属が正確かつ迅速に業務執行できるよう、財務会計システムの円滑な運用管理をしています。</p>
7 収納方法の多様化	<p>県民の公金納付の利便性を向上させるための収納方法の多様化にむけ、税外収入の一部について、令和3年4月からキャッシュレス収納(コンビニ・スマホ収納)を導入するため、財務会計システムを改修するとともに、収納委託事業者の選定等を進めていきます。</p>

項 目	概 要
<p>会計支援課 (課長 安田 稔) TEL 059-224-2772</p> <p>1 不適切・不適正な会計事務の未然防止</p> <p>2 物件関係の入札・契約制度の構築・改善</p> <p>3 三重県電子調達システム（物件等）の運用</p> <p>4 会計規則、マニュアルの見直し等</p> <p>5 会計事務職員研修の実施</p> <p>6 県有自動車任意保険</p>	<p>各所属の行う会計事務を身近なところで、日常的にサポートするため、相談への対応、事前・事後検査、各種研修を実施するなど、きめ細かな対応を行うことにより、不適切・不適正な会計事務の未然防止に努めています。</p> <p>会計事務の公平性、透明性の確保を前提に、会計事務の簡素・効率化を図るため、公正でより競争性が高く、地域産業（事業者）の育成にも貢献するバランスのとれた物件関係の入札・契約制度の構築に努めており、必要に応じて制度の見直しを行っています。</p> <p>インターネットを介して入札を行う「三重県電子調達システム（物件等）」を運用し、公正、公平で、透明性、競争性を確保しながら、利便性が高く、効率的な物件調達に努めています。</p> <p>適正な会計事務の確保並びに会計事務の簡素・効率化を図るため、会計規則や関係諸規定、会計事務マニュアル等の整備・見直しを行うとともに、「少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブック」を有効活用するなど、会計事務マニュアル等の活用を促進します。</p> <p>新任者研修、専門研修、地域別研修などの体系的な研修とともに、所属に応じたOJT研修等を実施し、会計事務職員の人材育成を行っています。 また、eラーニングの教材として、出納局が実施した研修のビデオファイル等を配信し提供しています。</p> <p>県有自動車（企業庁、病院事業庁、警察を除く）の事故処理を迅速かつ適正に行うため、任意保険に加入しています。</p>

出納局の役割について

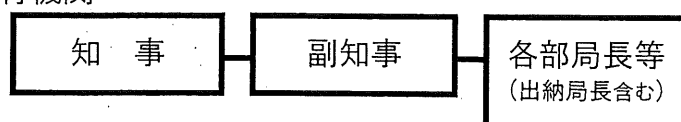
財務会計の事務を処理する会計機関には、執行機関と出納機関とがあります。

執行機関とは収入、支出及び出納を命令する機関で、出納機関はその命令に従って現実に収納、支払及び出納を行う機関です。

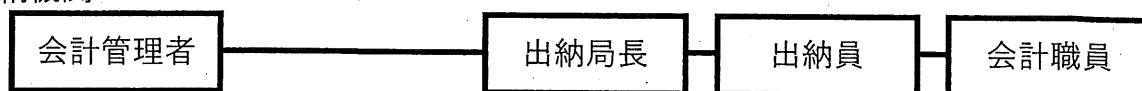
これは、分立による内部牽制制度として適正な財務会計の運営を図るため、地方自治法上で、財務会計の運営を、執行権限を持つ執行機関と審査権限を持つ出納機関に分離させていることによるものです。

執行機関を代表するのは知事で、出納機関を代表するのは会計管理者です。

執行機関



出納機関



執行機関である首長の担任する主な財務事務（地方自治法第149条）

- ① 議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること
- ② 予算を調製し、及びこれを執行すること
- ③ 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること
- ④ 決算を議会の認定に付すること
- ⑤ 会計を監督すること（検査・相談・指導）
- ⑥ 財産を取得し、管理し、及び処分すること

出納機関である会計管理者がつかさどる主な事務（法第170条第2項）

- ① 現金の出納及び保管を行うこと
- ② 小切手を振り出すこと
- ③ 有価証券の出納及び保管を行うこと
- ④ 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと
- ⑤ 現金及び財産の記録管理を行うこと
- ⑥ 支出負担行為に関する確認を行うこと（首長の命令に対する審査権・法第232条の4）
- ⑦ 決算を調製し、これを首長に提出すること

（地方自治法抜粋）

法第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

(三重県行政組織規則抜粋)

第5条 物件の調達及び会計事務の検査に関する事務並びに会計管理者の権限に属する事務を補助させるために、部外に出納局を設置する。

第19条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

(以下抜粋)

職	組織	職務
出納局長	出納局	県政運営の全般に参画し、知事及び会計管理者の命を受けて出納局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

【出納員・会計職員】

会計管理者の事務を補助させるため、出納員その他の会計職員を置くことが義務付けられています。出納員その他の会計職員は、知事の補助機関である職員のうちから、知事が任命します。(法第171条第2項及び第3項)

① 出納員

三重県会計規則第5条で、充当方式により出納員が指定されます。

職務(委任業務の範囲)は「会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員」告示により定められます。出納員は、自己の名前と責任において委任を受けた業務を執行することになります。

② 会計職員

三重県では、会計職員として現金取扱員、物品取扱員及び審査取扱員を設けて、所属長が必要に応じて任免します。

現金取扱員	出納員の指揮命令を受けて現金の出納及び保管に関する事務を補助
物品取扱員	出納員の指揮命令を受けて物品出納及び保管に関する事務を補助
審査取扱員	出納員の指揮命令を受けて支出負担行為の確認事務を補助

新型コロナウイルス感染症にかかる対応状況について

出 納 局

出納局では新型コロナウイルス感染症が発生して以来、非常事態下であるとの認識のもと、適正な会計事務を遵守しながらも柔軟かつ迅速な会計事務が可能となるよう対策を行っています。

(1) 契約の履行に係る対応

新型コロナウイルスを原因として当初契約どおり履行ができない場合の事務処理について各所属に通知を行い、当初契約通りに物品の納入等ができない場合等における対応方法を周知（令和2年3月2日付）

(2) 発注案件の事前検査の免除

三重県出納局検査要領に掲げる事前検査のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約する新型コロナウイルスに関連する発注案件については、出納局の事前検査を免除（令和2年3月18日付）

(3) 早期の支払い及び落札資格確認書類の期限設定の配慮

庁内メールを通じ、各所属に対し支払い期限にかかわらず、事業者にも早めに資金が渡るためにできる限り迅速に支払い手続きを行うよう依頼するとともに、入札時における落札候補者の落札資格確認書類（納税証明書等）の提出期限については、事業者のテレワーク等を考慮した期限設定を行うよう依頼（令和2年4月17日付）

(4) 入札参加に係る手続きの弾力化

電子調達システムで入札参加者が使用するICカードの更新が認証機関での新型コロナウイルスの影響により遅れていることから、当該入札参加者からの申し出により、紙入札での入札参加を認める期間を延長するとともに、従来には紙入札参加事業者には認められていなかった再度入札を可能とするよう取扱いを変更（令和2年4月20日以降に公告する案件が対象）

(5) 電子調達システムの受注者向け研修に係る対応

再構築を行った電子調達システムに関し、実施予定であった受注者向け研修は感染症拡大防止の観点から研修の実施を見合わせたものの、研修資料を出席予定者に送付するとともに、研修ビデオを配信することによりシステムの操作方法を案内